

# 会 議 録

## 1 会議名

令和元年度第7回三和区地域協議会

## 2 報告事項（公開）

- (1) 越柳地区研修センターの廃止について
- (2) 三和北部地区農業振興センターの廃止について
- (3) 水源保護地域の一部解除について
- (4) 公立保育園の民間移管について
- (5) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

## 3 議題（公開）

- (1) 令和2年度地域活動支援事業の採択方針について
- (2) 地域の課題について
- (3) 地域協議会活動報告会について
- (4) その他

## 4 開催日時

令和2年1月16日（木）午後6時30分から午後8時56分まで

## 5 開催場所

三和コミュニティプラザ 2階 会議室1

## 6 傍聴人の数

0人

## 7 非公開の理由

—

## 8 出席した者の氏名

- ・ 委 員：飯田英利、江口一秋、金井茂康、小林則子、江口 晃、高橋鉄雄、田辺敏行、  
松井隆夫、松井 孝、丸山孝明、渡邊政則  
(14人中11人出席)
- ・ 事務局：三和区総合事務所 山本所長、栗本次長、柳崎市民生活・福祉グループ兼教育・  
文化グループ長、池田班長、飯田副主任（以下、グループ長はG長と表記）
- ・ ガス水道局浄水センター：横田センター長、川口副センター長、江口係長

- ・保育課：小山副課長、丸山係長、高橋主任
- ・自治・地域振興課：岡村課長、廣川副課長、小酒井係長
- ・行政改革推進課：大瀧課長

## 9 発言の内容（要旨）

### 【栗本次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務める。

### 【松井 孝会長】

－挨拶－

- ・会議録の確認を松井隆夫委員に依頼

### 【松井 孝会長】

報告事項に入る。初めに、(1)「越柳地区研修センターの廃止について」事務局に説明を求める。

### 【栗本次長】

(1)「越柳地区研修センターの廃止について」、(2)「三和北部地区農業振興センターの廃止について」関連があるため一括説明とする。

資料No.1、資料No.2により説明

### 【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

### 【松井隆夫委員】

説明の中では越柳両町内会としているが、地元では上越、下越という分け方はしていない。それは構わないが、譲渡に関して施設の破損状況を確認し修繕とあるが、この施設は、原発の補助金で上越柳、下越柳に建てたはずだ。当時、同じような施設であると私の方で話題にしたことがあった。本来であれば1つでいいはずである。どういう見解で2つとも修繕をするのか。また、どういう修繕をするのか、それに対しどれだけの修繕費を検討しているのか。

### 【栗本次長】

事前に上越柳町内会長と下越柳町内会長と協議をして建物修繕する箇所を聞いている。担当課で見積をとって修繕に入っていく。壁、エアコンなど直してほしいと要望があった。全

部直すことはできないが、修繕を予定している。

**【松井隆夫委員】**

該当の2つの町内会は、1つになる。町内会館が2つあること、必要なのに疑問を感じる。

修繕に税金を使うわけである。各町内会において、行政ベースでお願いしているところもあるかもしれない。今まであったからという意見と町内会自体が言われたのか、2つの施設の利活用に関してどこに何の利便性があるのか。2つ必要とする要件があるのかどうか。この件に反対だと言っているのではない。これに至った経過が理解できない。

**【山本所長】**

これまでの経緯をお考えいただければと思う。この1月1日で上越柳、下越柳町内が合併し越柳になったが、これまでの経過としてそれぞれの町内会がセンターを活用しながらコミュニティづくりに活かしてきたので必要な施設であった。補助制度を使って建設された経緯もあって、越柳として2施設を有効に使っていただければと思っている。

**【松井隆夫委員】**

このような関連については、この例を1つの土台としたときに、こういう施設のもの全部利活用の意見を聞いて、そういうものに対して受けて立つという展開でいいのか。受けて立つという言葉は違うかもしれないけど。町内会としては、主たる会議を下越柳でやったり上越柳でやったり変わりのない運用をするのか。たまたま町内会長がおられるが、この辺を確認したのか。ただ名前が一緒になればいいというやり方の見解なのではないか。

**【江口晃委員】**

2つの町内は7から8百メートル離れている。昔から町内会は別々、今の前の建物も別々にあった。今回の建物を建てる段階のときに、1つにするか2つにするか議論があったというようには聞いている。いろんな議論の中でこれだけ距離があるということで、これを1か所にした場合お年寄りの方の集まりがあるとか、祭りごとにしても1か所だといろんな支障が出ることで、そのような観点から2か所になったのではないかと聞いている。今年1月1日付で町内会は1つになったが、実際の活動は7割ほど一緒にやっている。会館は2つあるから持ち回りでやる。大きさの違いがあるが多人数が集まるときには、下越柳でやるなど工夫をしている。どうしてもお年寄りの方は距離があると、行ったり来たりするのが負担になることもある。今回この話をいただいたので、松井委員から話があったが町内会館2つも必要ないのではないかと意見は私も聞いている。ただ施設をいかに有効に活用していくか

は今後の課題だと思っている。町内会で工夫しながら利用する。町内会としても2つの建物を維持するのは正直大変である。

**【松井隆夫委員】**

痛み分けはあってもいいと思う。2つについて、行政がそれを了承したことになれば1つの題材として、問題になることがある。私は隣集落だから、もともと二つの町内と考えていなかったという人も中にはいる。それをどうのこうのと言っているわけではない。痛みがない。ここで議論することではないかもしれないが、1つだけは地元として譲渡を受ける。それがあってしかりだと思う。行政としてそのまま受けるということはおかしいのではないか。譲渡はするけど1つは地元のためにするのだから地元です、そういう展開の検討をしたのか。申し訳ないが、この問題は、あとからいろいろ題材として出てくる。譲渡のことは問題にしてない。

**【松井 孝会長】**

資料の中に、「町内会役員と施設破損状況の確認をし、修繕の要望箇所について関係課で協議するという回答」とあるが、回答の内容が資料の中に見えていない。松井隆夫委員が言うのは、一方を町内の負担にするのか、両方とも市が負担するのかという部分がこの中には載ってきていないということで話を出されているのだと思う。事務局として把握しているのか。関係部局は3分の1を負担し、残りの3分の2は地元が負担するというような説明がない。区の担当がそこまで把握していなかったということだが、この資料では、市が負担するというように捉えられるがそういう解釈でいいのか。

**【松井隆夫委員】**

譲渡する側は何も問題ない。される方も要望すること事態は問題ない。それで金額を聞いた。予算は今年度なのか、来年度なのか。

**【栗本次長】**

要望を聞きその中で予算の関係もあるので、対応出来るものについて対応していく。修繕に入るのはこれからである。

**【松井隆夫委員】**

この見解とこのやり方は、後に尾を引く。地元は思っていることを要望したわけだから何も責任はない。

**【松井 孝会長】**

この件については、担当部局もあることなので、明確にして次回でいいのでそのときに回

答をいただければと思う。それでいかがか。

**【松井隆夫委員】**

地元としても検討してみる必要があるのではないか。越柳としても2つの見解について地元として利活用するわけなので、1つは集落としての見解で、譲渡についてはいいと思う。

2つとも修繕しなくては使用できない建物ではない。その辺のところを再検討する必要があるか、集落が本当にそこまでやられたのか。次回でいいので回答いただきたい。集落でそれだけのことやられたのか。代表者だけで出してみようではないかという見解なのか。そういうところの議事録を見せてほしい。周りに波及効果が出る。

**【山本所長】**

今一度確認したい。回答を求められていることについては、修繕の考え方を改めて説明することでよいか。

**【松井隆夫委員】**

越柳町内会が2つ譲渡を受けるに際し、修繕をしないと受けられないという町内会の見解なのか。

**【山本所長】**

いずれにしても経過としては地元の役員の方と市の担当が現地を見て、破損状況を確認して、破損している部分についての修繕が必要だというものを判断して、それをしっかり修繕してお渡しするというところで協議を進めてきた。

**【江口晃委員】**

決して修繕してもらわなければ受け入れないということではない。

**【松井隆夫委員】**

今は事務局に言っている。何をやって譲渡するのか、受ける側として要望があったのかなのか。要望が無いのなら、市として譲渡する側がやるのだという見解でいい。その辺のところを次回までにはっきりさせてほしい。

**【山本所長】**

経過としては、譲渡するに当たり、破損のままその施設を町内会に使っていただくというわけにいかないの、破損箇所の部分を修繕するものである。その経過があつての譲渡になっている。

**【松井隆夫委員】**

では、その中身の内訳を次回までに出してほしい。どういう修繕をして譲渡するのかとい

うところを示してほしい。

【山本所長】

2つの譲渡に伴う廃止についてはご理解いただいたということでよいか。

【松井隆夫委員】

譲渡は差支えない。

【松井 孝会長】

他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

次に、(3)「水源保護地域の一部解除について」に入る。

ガス水道局浄水センターに説明を求める。

【横田センター長】

関係町内、地権者にはお知らせした。

資料No.3により説明

【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

【田辺委員】

保護地域の指定をしていたときは何をしていたのか。

【横田センター長】

指定をかけることにより、ゴルフ場、産業廃棄物処理場、土砂採取、砂利採取、そのほか水質汚濁の招く恐れがある事業の規制をしていた。市内16か所指定していたが、対象となる事業の建設等はない。

【田辺委員】

今まで保護地域の見回りや環境を整えるための伐採などをしてきたのか。

【横田センター長】

不法投棄されていないか近隣パトロールをしていた。

【田辺委員】

多能ダムは水源地なので管理をしないといけない。地域の方や地権者が管理することでよいか。

【横田センター長】

水道に関わる水質汚濁を防止する目的が水源保護地域の指定である。水道に関わらず水質

汚濁防止法、大気汚染防止法、開発行為関係の法令がある。今回水道関係は解除となるが他の法律の規制は引き続きあることをご承知いただきたい。

**【田辺委員】**

水道資源ということで多能ダムを使ってきた。最後まで責任を持ってしっかりとしてもらいたいと思って質問した。地元が何とかするとなれば、我々が口を出すわけにはいかないのので、今後何かあったら知恵を貸していただきたい。

**【高橋委員】**

産業廃棄物防止の中に含まれると思うが、除草剤に関する具体的な内容は入っているのか。これからは人手が足りなくなり、耕作地放棄に除草剤をまくことが大いに考えられるので、正善寺ダムもそうだが具体的な文言が入るのであれば入れてほしい。

**【横田センター長】**

多能ダムではなく多能浄水場の前に、水源保護地域指定ということで看板が設置されていた。今回解除になるので、看板は春以降撤去する。正善寺ダムの話が出たが、正善寺浄水場エリアに2基設置されていたが、今回新たに3基増設した。その際「不法投棄や農薬などの薬剤は使用しないでください」という文言を入れたうえで設置した。

**【松井隆夫委員】**

引き渡しに関して、今度農業用水ダムということになると思う。今までダム周辺を確認していたのか。牧から清里あたりをみると思わぬところで土砂くずれが起きている。引き渡す以上今後地元の負担になる。用水関係は公共に類する。実地検分はしているのか。

**【横田センター長】**

実地検分はしていない。多能ダム自体の所有と管理は三和村土地改良区である。三和村土地改良区とは利水契約によって維持管理費の負担割をしている。その利水契約についても、平成30年8月に利水契約解除の同意を三和村土地改良区と締結し、本年3月をもって解除になる。地元の同意を得ている。

**【松井隆夫委員】**

浄水場としての水路関係というのは景観が良かった。地域としても今後の景観も考えていかななくてはいけない。地域の意見も聞いたうえで協力いただけるものをお願いしたい。建物はいつまで放置するのかわからないが、活用する方法もあると思う。建物を無くした後は更地にするのか。

**【横田センター長】**

いつ撤去するか方向性は出ていないが、あのままということは考えられない。その後の利活用も含め、撤去についても白紙状態である。

【松井 孝会長】

地元とすれば景観も含めて、今後管理を行う土地改良区できちんとしてもらいたいという話を皆さんの方から繋げてほしい。

【横田センター長】

本日の会議の内容を土地改良区に申し伝える。

【松井 孝会長】

他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

次に、(4)「公立保育園の民間移管について」に入る。

保育課に説明を求める。

【丸山係長】

資料No.4により説明

【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

【松井隆夫委員】

募集が始まっているが、今現在応募はあるか。

【小山副課長】

今のところ提出はない。準備しているかどうか把握していない。

【松井隆夫委員】

文書による案内をした法人はどれくらいか。

【小山副課長】

昨年4月に意向調査に協力いただいた43法人へ案内した。

【松井隆夫委員】

応募時点で保育事業を運営していない法人も応募可能とあるところが引かかる。43法人のなかにこのような法人はあるか。

【小山副課長】

43法人には保育園、幼稚園を運営している法人、老人介護施設等高齢者の事業を運営している法人がある。



【松井隆夫委員】

締め切りまでに応募がなかった場合どうするのか。

【小山副課長】

その場合は、募集要項で1週間程度延長する条件を定めた中で公募をかけている。

【松井隆夫委員】

市の方から声かけをする考えはあるか。

【小山副課長】

公募制をとっているなので、現段階では積極的に行う考えはない。

【松井 孝会長】

他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

次に、(5)「総合事務所の時間外受付の見直し概要等について」に入る。

自治・地域振興課に説明を求める。

【岡村課長】

資料No.5により説明

昨年の5月から地域協議会、町内会長協議会や地区懇談会においていただいた意見を踏えて、市として方針を定めた。その見直しに関連した補正予算を12月議会で議決をいただいた。

また、改めて地域の皆様にお伝えする機会を設けるため住民説明会を計画している。本日は、その概要をお伝えする。

行政防災無線の放送について、火災や停電の発生、クマ目撃等については登庁した職員が放送することとしたため、放送するタイミングが若干変わるが、基本姿勢として深夜の時間帯を含め全て放送したいと考えている。

新聞の市民の窓欄に今回の見直し案が総合事務所の機能の縮小に繋がるのではないかという投稿があった。今まで説明させていただいたとおり、この見直しは総合事務所の中で開設している、時間外受付における業務について実施状況を踏まえ見直すことである。決して総合事務所の廃止や統合に結びつけるものではない。

【山本所長】

引き続き、三和区総合事務所の緊急時、災害等の対応、体制について説明する。

まず、防災行政無線の放送についての区の体制であるが、緊急事案の覚知後、緊急時招集

体制に基づき招集し、速やかに職員が登庁し対応にあたる。即時性を最優先に考え、区内の職員2名（現職員）が直ちに登庁し、情報収集に努めるとともに、防災行政無線の放送に当たる。

併せて、次長、グループ長が登庁し、それと同時に、事案別に応じて、あらかじめ指定した職員が登庁し、初動対応に当たる。

事案別の体制として、火災・停電等については、総務・地域振興グループ、クマ目撃等については、市民生活・福祉グループ、教育・文化グループが対応する。

地震、台風、強風等の災害対応については、これまでどおり、総合事務所職員全員で対応に当たる。

次に、総合事務所宛ての電話についてであるが、木田の警備員からの連絡の受信者については、停電であれば総務担当職員、クマの目撃であれば環境担当職員とする。その情報を速やかに所長、次長、グループ長で共有し、緊急招集、初動対応に当たる。

火災については、職員メール・安全メールにより、ほぼ発生と同時に覚知できるため、速やかに、職員が登庁し対応する。

1月15日に、全職員を対象に、緊急招集訓練を実施した。職員招集時間は最短で約7分、最長で約39分であった。

事案発生 の時間帯等の状況により、招集時間は異なるが、連絡体制の検証ができたこと、定期的な訓練の実施の必要性を改めて職員全員で確認した。

**【松井 孝会長】**

ただ今の説明に、質疑等を求める。

**【高橋委員】**

前回は安全メールの周知について意見したが、安全メールの登録について町内会長は義務とするくらい踏み込んでいいのではないかと。

**【山本所長】**

三和区だよりで案内した。また、町内会長協議会でも再度周知していく。

**【柳崎G長】**

通信料が発生するので義務にはできないため、お願いとしている。

**【松井隆夫委員】**

議会では附帯事項が付いていたが、今までの説明で新しいことはあるか。また、木田庁舎には職員の当直者がいるのか。

**【岡村課長】**

今回の附帯事項は、「しっかりと地域の皆様に説明すること」である。まず、地域協議会へ説明会の開催と内容をお知らせした。今後、13区の会場で説明する。

また、戸籍の届は合併前上越市の皆様も13区の事務所で手続きできることから、広報上越を通じ15区の皆様にもしっかりと伝えていくことを考えている。

木田庁舎も当直職員はいない。台風等で災害が見込まれる場合は、関係職員が登庁している。それは、総合事務所も同様である。

**【松井隆夫委員】**

それは3つの主たる総合事務所もそういう形態という意味だと思うが、権限のない職員の場合どう判断するのか。

**【岡村課長】**

当直が居る、居ないにかかわらず、緊急事態が見込まれる災害の時には、全ての関係する職員が登庁し、対応する体制を取っている。

**【松井隆夫委員】**

13区全部が危機管理的な事前把握をして、今説明のあった体制に入るということでのいいのか。

**【廣川副課長】**

風水害の情報は気象庁から事前に把握する中で、木田庁舎で判断できる幹部職員を含めた中で対応を取っている。総合事務所も同じスピード感で体制を整えている。この体制は今後変わらない。

**【松井隆夫委員】**

クマや火災等予知できない緊急の場合は、所長の説明のとおり機敏にということである程度理解できる。予知できる場合は所長判断ではなく市全体で同様にしてもらえば住民も安心できる。

**【廣川副課長】**

引き続きそのようにしていく。

**【松井隆夫委員】**

新聞投稿のことをあえて強調する意図は何か。13区の説明で全部話をするならば新聞記事をコピーして見せないと聞く人はわからない。

**【廣川副課長】**

新聞そのものは著作権があるので、地域協議会や住民説明会に資料としては提供できない。今回の投稿により見直しの内容に誤解される懸念があったため、議会において市長が答弁したとおり、事務所の統合とは関連がないことを伝える必要があると考えた。

**【松井隆夫委員】**

13 区をどうするかはコンパクトシティの考えである。6次総合計画でも載っている。それがどう進むのか住民としては微妙である。

**【山本所長】**

2月1日の全体説明会のほかに、公共交通の再編の説明会を12会場で予定していた関係で併せて時間外受付の見直しの概要についても説明し、ご理解をいただく予定である。

**【松井隆夫委員】**

防災関係の対応について地元職員と関連部署が対応に当たるとするのは、各課で違う。地元の職員が居る、居ないの関連に合わせて時間的ロスまで追求されないようにしてほしい。

言葉ではルートはわかっている。時間ロスが出ても対応したという言い訳する可能性がある。

**【山本所長】**

速やかに即時性を意識し、体制を組んでいく。

**【松井隆夫委員】**

職員でなくても現在三和区振興会が行っているのならば補助員として体制を組んでおくのもよいのではないかと。よく考えて検討していただきたい。

**【飯田委員】**

要望である。時々提出書類を宿日直に預かってもらっているが、今後、コミュニティプラザにおいて時間外に提出できなくなるのか。

**【廣川副課長】**

本人確認のいらぬ軽易な文書は、コミュニティプラザの管理人が預かる。郵便受けの設置を含めて対応する。

**【松井 孝会長】**

事業の見直しにより、また、自分たちの地域が総合事務所の統合などの対象になるという懸念を持たれないように、きちんと整理をして地域住民に不安を与えないような方法が必要である。

他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

4 議題に入る。まず、(1)「令和2年度地域活動支援事業の採択方針について」に、事務局に説明を求める。

**【池田班長】**

資料No.6により説明

**【松井 孝会長】**

資料No.6について項目毎に検討していきたい。資料No.6は事前配布されており、委員の皆さんは検討されていると思うので、令和2年度に改正すべき部分があったら、発言をお願いします。

最初に募集期間について、委員の皆さんから意見を求める。

**【松井隆夫委員】**

時間を置けばよいわけではないが、5月中に採択できる状況でないならば、募集期間だけ早めても意味がない。1週間延ばしてもよいと考える。

**【松井 孝会長】**

では、開始を4月1日から24日を募集期間としてよいか。

(異議なし)

次に補助率・限度額で、委員の皆さんから意見を求める。

(従来どおりでよいとの意見多数あり)

以下、採択方針、提案件数の制限、ヒアリングプレゼンテーション、審査方法、補助対象外、傾斜配分、採択ラインの設定、採択事業の決定、追加募集、その他について今年度と同様に決定した。

**【松井 孝会長】**

その他意見はないか。

(意見、質問なし)

次に、(2)「地域の課題について」に入る。2回意見交換を行い再度整理した。事務局に説明を求める。

**【池田班長】**

資料No.7により説明

【松井 孝会長】

地域の課題として引き継いでいく考えだったと思うがよいか。

【松井隆夫委員】

再度2～3項目に絞り込みを行うと思っていた。

【高橋委員】

絞り込みを行わなくてもこのまま情報として引き継ぎ、新しい委員に情報提供した方がよいと考える。

【田辺委員】

5つの項目に絞ったのだからこれでよいと考える。

【小林委員】

今期の委員の中から出された意見であると引き継ぐのがよいと考える。

【松井 孝会長】

では、この5項目について次期委員へ申し送りをするのでよいか。

(賛成多数)

次に、(3)「地域協議会活動報告会について」事務局に説明を求める。

【池田班長】

資料No.8により説明

【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

【松井隆夫委員】

事業実施団体については、報告会にぜひ参加してほしい旨案内してほしい。

【池田班長】

報告会の資料を作成するにあたり各団体に写真等の提供を依頼した。その中で発表は5団体であるが参加いただきたい旨も依頼した。また、過去の事業実施団体も含め再度案内する予定である。

【松井 孝会長】

このようなスケジュールとしてよいか。

(賛成多数)

では、地域協議会の活動報告について報告者を決定したい。立候補者はいるか。

【松井隆夫委員】

金井副会長にお願いしたい。

【松井 孝会長】

それでは、金井副会長にお願いすることでよいか。

(賛成多数)

では、他に意見、質問はあるか。

(意見、質問なし)

次に、(4)「その他」に入る。まず、公共交通の三和区再編(案)についてである。事務局に説明を求める。

【栗本次長】

資料No.9により説明

区内12ヶ所、全体会1回開催する。

【松井 孝会長】

ただ今の説明に、質疑等を求める。

【松井隆夫委員】

三和区振興会は同席するのか。

【栗本次長】

総合事務所職員で対応する。

【松井隆夫委員】

内容の協議はうまく行っているのか。

【栗本次長】

協議は行っている。

【松井隆夫委員】

「みんなの足」発足当時の思いも参考にしてほしい。色々な意見が出てくると思うが、「今年はこれで」というところから始めると話をしないと色々な面が出てくる。

【山本所長】

振興会とは十分内容の協議を行っている。また、理事会にも説明されて理解を得ている。

【松井 孝会長】

資料No.9により地域説明会を行うことであるが、全世帯に資料を配布するのか。

【栗本次長】

確定した内容ではないので全戸へは配布しない。

**【松井隆夫委員】**

要望として全戸配布を希望する。町内会長として町内へ説明する必要があると考える。

**【松井 孝会長】**

事務局の会場での判断に任せる。希望があれば配布できるようにしていただきたい。

「みんなの足」を初めて聞く人には分かりにくい。分かりやすくお願いしたい。

次に、公の施設の再配置（個別施設計画）策定に係る取組状況について、事務局に説明を  
求める。

**【栗本次長】**

資料No.10により説明

**【松井 孝会長】**

ただ今の説明に、質疑等を求める。

**【松井隆夫委員】**

再配置施設リストとあるが、既に検討している部分ほどの程度あるのか。

**【大瀧課長】**

700余りの施設があり、様々なカテゴリーがある中で何を無くすかの議論ではなく、何を今後20～30年先まで見据え、残す必要があるのかを観点に話を進めている。

今回は第4次計画に当たるが、今までは行政の方で再配置計画を作成し結論を皆様にお示ししてきた。今回は、全施設について利用状況・公費負担額などの情報を開示し、この施設を本当に残すべきなのか、後の世代が喜んで受け取ってもらえる施設なのか、長い視点で税金の使い道として適当なのか勘案して再配置候補施設リストを作成することになっている。これから再配置候補施設リストを詰めていく。

**【高橋委員】**

関係者という曖昧な言葉がある。三和区では昨年中学校の夜間照明が廃止になった。このような公的なものは、できるだけ多くの人の意見を聞いて結論を導いていかないと、不満・不平が溜まる。関係者という言葉はどこまで捉えるかは施設によって様々あるとは思いますが、具体的な文言に検討、実施してほしい。

**【大瀧課長】**

施設を頻繁に利用する団体や指定管理者等は関係者として特定しやすいが、広範囲からの来館者が訪れるリージョンプラザなど、不特定多数の場合で把握できないものもある。計画策定の段階においても、地域協議会や町内会長協議会等説明をさせていただく。また全市民



を対象にパブリックコメントで意見を言える場も設けている。100%納得は難しいが皆様の意見をよく聞いて何を残すべきなのか、何を止めてしまうのかできるだけ影響がないように進めていきたい。

**【松井隆夫委員】**

リストアップ化を早めにしないと検討することができない。

「用途の変更と機能の集約」とはどのようなことなのか。

**【大瀧課長】**

例えば保健センターを検診等に使用していた施設を、検診等の機能だけではなくて、コミュニティセンター的に不特定多数の一般利用できるように用途を変更することである。

また、機能の集約は、今まで複数あったコミュニティセンター、公民館等の機能を1ヶ所に集約することであり、複合施設のように集約するイメージである。

**【田辺委員】**

取組方針の中で人口と財政状況この2つを踏まえれば、三区内の公共物はすべてリストに上がるのではないかと。

**【大瀧課長】**

人口が少ないと利用者も少ない。利用者が少なくなれば、施設はどうにかしなければならぬというのが自然な流れである。しかし、仮に人口が少なくても利用できる人口に対してどれだけ利用しているのか、稼働しているのか、利用率も勘案しながらリスト化していこうと考えている。

**【田辺委員】**

人口の少ないところは公共物が無くなる。これが非常に不安になるため表現も検討してほしい。

**【大瀧課長】**

意見としてお聞きする。

**【松井隆夫委員】**

利用者としては地元の人とは限らない。やむを得ず利用している場合もある。目先で考えるのではなく、ビジョンをもって行ってほしい。

**【松井 孝会長】**

ナイターについて、区外の利用者もいて利用者が右肩上がりであるにも関わらず、更新に費用が掛かるという理由で廃止になる。過疎地域を切り捨てしているイメージになってしま

う。

**【大瀧課長】**

行政改革というブレーキの役割という印象を受けると思う。しかし、「改革」とは、今より、「より良い状態」にすることである。収支不足という上越市が抱える問題はあるが、直ちに財政危機宣言という状態ではなく、計画的に収支改善を図れば、まだ議論の余地がある。今後も意見を聴きながら進めていく。

**【松井 孝会長】**

最後に、5その他に入る。事務局から説明をお願いする。

**【栗本次長】**

参考資料の配布

- ・創造行政研究所ニュースレター
- ・地域協議会委員募集チラシ
- ・フォーラムのご案内2件
- ・春日区意見書

**【松井 孝会長】**

委員から何かあるか。

(なし)

最後に次回の開催について、事務局から説明をお願いする。

**【栗本次長】**

第8回地域協議会について

- ・2月12日(水)午後6時30分

**【松井 孝会長】**

5その他を終了する。

**【金井副会長】**

- ・議会の閉会を宣言

10 問合せ先

三和区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL : 025-532-2323 (内線 215)

E-mail : [sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp)

## 1 1 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。